

太陽生命マイページ利用規約 (2021年10月18日改定)

第1条 (規約の趣旨)

1. 太陽生命マイページ利用規約 (以下「本規約」といいます) は、太陽生命保険株式会社 (以下「当社」といいます) がお客さまに提供する「太陽生命マイページサービス」に関する取扱いを定めることを目的としています。
2. 「太陽生命マイページサービス」とは、本規約に基づき当社ホームページ等を通じて提供する各種サービス (以下「本サービス」といいます) を指します。

第2条 (利用対象)

1. 本サービスは、本条に定める「マイページ会員」(以下「当会員」といいます) に限り利用することができます。
ただし、当会員のうち未婚かつ未成年の者については、別に定める場合を除き、本サービスのうち第11条、第12条第3号および第12条第4号 (暗証番号の変更を除きます)、第14条第3号および第14条第4号 (暗証番号の変更を除きます) に定めるサービス以外のサービスを利用することができないものとします。
2. 当会員とは、当社の生命保険契約 (据置払を選択した保険金等を含み、以下「保険契約」といいます) に基づく次の各号に定める者 (以下「保険契約関係者等」といいます) のうち、次条第2項の登録を行っている者をいいます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 保険契約被保険者
 - (3) 年金受取人
 - (4) 据置払を選択した保険金等の受取人

第3条 (本サービスのユーザーIDとパスワード)

1. 本サービスのユーザーID (以下「ID」といいます) は保険契約関係者等が指定した携帯電話番号またはメールアドレスとし、パスワードは当社の設定基準に従い保険契約関係者等が任意に設定した英数字とします。
2. 保険契約関係者等は、当社の定めるところにより、保険契約の締結時 (保険金等の据置払を選択する場合および保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合を含みます) または締結後において、本サービスを申し込むことができます。
3. 当社が前項の申込を承諾した場合には、保険契約関係者等に対して、初期パスワードを発行 (通知) します。
4. 初期パスワードの発行 (通知) を受けた保険契約関係者等は、会社の定める方法により、会社の定める日までに、パスワードを変更することを要します。ただし、次のいずれかに該当するパスワードには変更することができません。
 - (1) 生年月日から類推されるパスワード
 - (2) 電話番号 (携帯電話番号を含む、以下「電話番号」といいます) から類推されるパスワード
 - (3) その他会社の定めるパスワード
5. 初期パスワードの変更が行われない場合は、第12条および第14条に定める各種取引・サービスをご利用できません。
6. 初期パスワードは、会社の定める日を経過した時に無効となります。この場合に、保険契約関係者等が、会社の定める方法により新たな初期パスワードの発行 (通知) を請求することができます。

第4条 (当会員登録)

1. 当社は、本サービスの申込みを受けた場合には、保険契約関係者等の情報を登録します。

また、保険契約関係者等からの届出により、当社との取引のための送金指定口座（当社指定金融機関等の保険契約関係者等本人口座に限るものと し、以下「指定口座」といいます）を登録します。

ただし、申込者が保険契約関係者等の代理人である場合や法人である場合、または反社会的勢力である場合など、当社の定めるところにより、会員登録ができない場合があります。なお、本規約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます）、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋、社会運動・政治運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいいます。

2. 当会員の登録を行った場合には、保険契約関係者等に、当会員の登録が完了したことを通知します。また、指定口座が登録された場合、暗証番号を通知します。ただし、すでに「らくちんサービス」等の当社のインターネットサービスで暗証番号を設定している契約者等が、新たに当会員となった場合は、それまでの暗証番号を引き継ぐこととし、新たな暗証番号は発行・通知しません。

第5条（当会員の管理責任）

1. 当会員は、ID、パスワード（初期パスワードを含む、以下「パスワード」といいます）、お客様番号等当社が設定する番号および暗証番号の管理について一切の責任を負うものとし、ID、パスワード、お客様番号等当社が設定する番号または暗証番号を用いてなされたすべての取引・行為について、当会員本人が行ったものとして取扱われることを承諾するものとします。
2. 当会員は、ID、パスワード、お客様番号等当社が設定する番号および暗証番号を他人に知られないよう責任を持って管理するものとします。
3. 当会員は、ID、パスワード、お客様番号等当社が設定する番号または暗証番号を他人に知られ、本サービスが他人に利用される可能性があることを認知した場合には、ただちに当社に通知するものとします。当社はこの通知を受けたときに当会員による本サービスの利用を停止します。
4. 当会員は、パスワードおよび暗証番号を定期的に変更するものとします。
なお、パスワードおよび暗証番号は生年月日・電話番号・IDの一部等他人に推測されやすい数字を登録することはできません。

第6条（当会員登録の抹消）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく当会員登録を抹消することがあります。

- (1) 当会員が本サービスの不正利用を行なったと当社が判断した場合
- (2) 当会員により本サービスが不正に利用される恐れがあると当社が判断した場合
- (3) その他、当会員が第17条第2項各号に該当するなど、本サービスの利用者として不適当であると当社が判断した場合

第7条（本サービスの中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく本サービスの一部または全部を中断することがあります。

- (1) 本サービスの提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該設備等に障害が生じた場合
- (2) 災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由がある場合
- (3) その他、当社が本サービスを中断する相応の事由があると判断した場合

第8条（本サービスの内容の変更・廃止）

1. 当社は、当社の都合その他の事情により、本サービスの内容を変更し、または本サービスを廃止することができるものとします。
2. 本サービスの内容を変更する場合には、変更日の1ヵ月前までに、本サービスを変更する旨および変更後の本サービスの内容ならびに変更日を当社ホームページにおいて公表するものとし、本サービスを廃止する場合には、廃止日の1ヵ月前までに、本サービスを廃止する旨および廃止日を当社ホームページにおいて公表するものとします。

第9条（本規約の改廃）

1. 当社は、本規約を改定または廃止することができるものとします。
2. 本規約を改定する場合には、改定日の1ヵ月前までに、本規約を改定する旨および改定後の規約の内容ならびに改定日を当社ホームページにおいて公表するものとし、本規約を廃止する場合には、廃止日の1ヵ月前までに、本規約を廃止する旨および廃止日を当社ホームページにおいて公表するものとします。
3. 前項の場合、改定日以降は改定後の規約を適用するものとし、廃止日以降は本規約を適用しないものとします。
4. 本規約の改定後、当会員が本サービスを利用した場合には、本規約の改定を承認したものとみなします。

第10条（電子メールによる特典の提供および情報の発信）

1. 当社は、本サービスを利用する当会員に対して、法令の範囲内で、当社の定める特典を提供することがあります。
2. 当社は、当会員に対し、当会員にとって有益と判断した新商品、新サービス、その他会社の業務に関する情報を、電子メールまたはショートメッセージサービス等（以下「SMS等」といいます）にて配信することがあります。なお、当会員は、当社が定める方法により、電子メール・SMS等の配信を停止することができるものとします。

第11条（インターネットによる電子帳票閲覧）

当会員は、パソコンまたは携帯電話等から当社ホームページにアクセスし、ID・パスワード・暗証番号の組み合わせ等、当社の定める情報を送信することによって、マイページ（当会員専用のサイトをいいます）に掲載された電子帳票を閲覧・ダウンロードすることができます。

第12条（インターネットによる取引）

当会員は、パソコンまたは携帯電話等から当社ホームページにアクセスし、ID・パスワード・暗証番号の組み合わせ等、当社の定める情報を送信することによって、次の各号に定めるサービスを利用することができます。

- (1) 普通保険約款の規定に基づく以下の保険取引
 - ア. 契約者貸付の請求
 - イ. 積立配当金（契約者配当金支払方法：積立方式）の支払請求
 - ウ. 据置かれた祝金および生存給付金等の支払請求
 - エ. 据置保険金の請求
 - オ. その他当社の定める取引
- (2) 前号以外に当社の定める保険手続き
- (3) 保険契約の契約内容照会
- (4) 当会員情報の登録・変更
 - ア. ID・パスワード・暗証番号の変更
 - イ. 指定口座の登録・変更ただし、保険料引落口座以外の口座を指定する場合は、当社の定める方法により指定口座の登録・変更を取扱います。

ウ. 住所等の変更

(5) その他当社の定めるサービス

ただし、第2条第2項第2号に該当する当会員は、(1)のサービスを利用できないものとします。

第13条（電話による取引）

当会員は、電話と音声応答装置を使用して、音声による指示に従い、お客様番号と暗証番号の組み合わせ等、当社の定める情報を送信することによって、次の各号に定めるサービスを利用することができます。ただし、第2条第2項第2号に該当する当会員は、本条のサービスを利用できません。

(1) 普通保険約款の規定に基づく以下の保険取引

ア. 契約者貸付の請求

イ. 積立配当金（契約者配当金支払方法：積立方式）の支払請求

ウ. 据置かれた祝金および生存給付金等の支払請求

エ. 据置保険金の請求

オ. その他当社の定める取引

(2) 前号以外に当社の定める保険手続き

第14条（当社所定の専用端末による取引）

当会員は、当社所定の専用端末（以下「専用端末」といいます）からマイページにアクセスし、ID・パスワード・暗証番号の組み合わせ等、当社の定める情報を送信することによって、次の各号に定めるサービスを利用することができます。

(1) 普通保険約款の規定にもとづく以下の保険取引

ア. 契約者貸付の請求

イ. 積立配当金（契約者配当金支払方法：積立方式）の支払請求

ウ. 据置かれた祝金および生存給付金等の支払請求

エ. 据置保険金の請求

オ. その他当社の定める取引

(2) 前号以外に当社の定める保険手続き

(3) 保険契約の契約内容照会

(4) 当会員情報の登録・変更

ア. ID・パスワード・暗証番号の変更

イ. 指定口座の登録・変更

ウ. 住所等の変更

(5) その他当社の定めるサービス

ただし、第2条第2項第2号に該当する当会員は、(1)のサービスを利用できないものとします。

第15条（本サービスによる保険取引・各種手続き）

当会員は、第12条、第13条および第14条に定める保険取引・各種手続きを行う場合には、次の各号に定めるところに従うものとします。

(1) 当社は、当会員がパソコンまたは携帯電話等、電話と音声応答装置または専用端末から保険取引または各種手続きの申込みを行った日を当社の受付けた日とします。

(2) 当社が当会員に保険取引による支払を行うときの支払額の単位、一回および一日あたりの支払限度額、取引時間は当社の定めるところによります。

(3) 当社が当会員に保険取引による支払を行うときは、指定口座に振込む方法によって行います。振込みが不能な場合は当社の定めるところにより取り扱います。

(4) 当社は、保険契約が失効した場合、または差押え等により保険契約者等の請求権が制限

された場合、当会員に事前に通知することなく、本サービスによる保険取引・各種手続きを停止することができます。その他、保険契約の状態によっては、本サービスによる保険取引・各種手続きを行うことができない場合があります。

- (5) 保険契約の消滅または保険契約者の変更等により、本サービスの対象となる保険契約（以下「対象保険契約」といいます）がすべてなくなったときは、第12条、第13条および第14条に定める保険取引・各種手続きを利用することはできません。

第16条（当社の免責）

当社は、第11条、第12条、第13条および第14条に定める本サービスの利用に関して生じた次の各号に定める損害については、一切責任を負わないものとします。

- (1) 当社または当社が指定する他社のシステムについて、相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、当該システムまたはその通信回線等の障害により遅延・不能等が発生したことにより当会員に生じた損害
- (2) 第7条、第8条または第9条に基づき、本サービスを中断、変更もしくは廃止し、または本規約を改定もしくは廃止したことにより当会員に生じた損害
- (3) 第12条、第13条および第14条に定める保険取引・各種手続きに際し、当会員の誤登録、誤入力または誤操作により当会員に生じた損害
- (4) 第12条、第13条および第14条に定める保険取引・各種手続きに際し、以下のいずれかに該当し、当会員のID・パスワード、お客様番号等当社が設定する番号、暗証番号、保険契約を特定する番号、保険取引情報等（以下本条において「ID等」といいます）が漏洩したことにより当会員に生じた損害
- ア. 当会員が使用するパソコンまたは携帯電話等の通信経路等において第三者による不正アクセス、盗聴その他の事故があったとき
- イ. 当会員の不注意によりID等を他人に知られたとき
- (5) 当社が当会員のID等の一致を確認して取引を行った場合において当会員に生じた損害

第17条（本サービスの停止・再開）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合には、当会員による第11条、第12条、第13条および第14条に定める本サービスの全部あるいは一部の利用を停止します。
- (1) 当会員が当社所定の手続きにより、本サービスの全部あるいは一部の停止を申し出たとき
- (2) 当会員の死亡事実を当社が確認したとき
- (3) 当社が第12条、第13条および第14条に定める本サービスの保険取引・各種手続き等に改ざん、または不正利用があったことを確認したとき
- (4) 当社が第5条第3項の通知、その他の理由により本サービスを不正に利用されるおそれがあると判断したとき
- (5) 前4号のほか、当社が本サービスの取扱いを不相当と認めたとき
2. 当社は、当会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく当会員による本サービスの利用を停止することができます。
- (1) 反社会的勢力に該当する場合
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (5) 自ら、または第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用い、または法的な責任を超えた不当な要求などを行った場合
3. 当社は、第5条第3項の通知に基づき当会員による本サービスの利用を停止した場合において、本サービスの利用を再開することが必要であると認めたときは、当社所定の手続きに

より、当会員による本サービスの利用を再開します。

第18条（保険契約締結による追加、権利の承継等の場合の取扱い）

1. 当会員が新たに当社と保険契約を締結した場合、また、当会員が保険契約被保険者となった場合、当該保険契約も本サービスの対象保険契約となります。
2. 当会員が、本サービスの対象保険契約を見直しまたは更新した場合、また、当会員が保険契約被保険者となった場合、見直し後または更新後の保険契約も本サービスの対象保険契約となります。
3. 次の各号に該当する者が第3条第2項および第4条第2項に定める当会員の要件を満たす場合、また、当会員が保険契約被保険者となった場合、当該保険契約はその該当する者を当会員とする本サービスの対象保険契約となります。
 - (1) 保険契約者を変更する場合における変更後の保険契約者
 - (2) 年金支払が開始する場合における年金受取人
 - (3) 保険金を据え置く場合における据置保険金受取人

第19条（登録事項の変更等）

1. 当会員は、ID、パスワード、暗証番号、住所・電話番号、指定口座、その他登録事項を変更する場合は、第12条第4号または第14条第4号に定めるサービスを利用して当社に通知してください。
2. 当会員は、氏名を変更する場合は、保険契約について当社の定める変更手続きを行ってください。
3. メールアドレス、住所・電話番号の変更について第1項の通知を当社が受けた場合、当社は本サービスの対象保険契約全件について通知があったものとして取扱います。ただし、当該当会員から反対の申し出があった場合はこの限りではありません。
4. 当会員が、ID、住所の変更について本条第1項の通知をしなかったときは、当社に登録された最終の電子メール・SMS等または住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、当会員に到達したものとみなします。

第20条（情報の利用）

当社は、当会員の個人情報をおおの各号の目的の範囲内で、業務上の必要に応じて利用します。

- (1) 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

第21条（契約者貸付についての細則）

1. 契約者貸付制度がある保険契約について、当会員が契約者貸付を受ける場合には、普通保険約款の規定によるほか、次のとおり取り扱います。
 - (1) 貸付金の利息は、当社の定める利率で計算します。
 - (2) 追加して貸付を請求する場合、追加貸付額と追加貸付日現在の既貸付元利金を合算した金額を新たな貸付金とします。
 - (3) 第1号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月見直しのときは4月1日から、7月見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。
 - (4) 利息は貸付日から1年経過ごとに払い込んでください。利息の払い込みがない場合は、貸付応当日に利息を元金に繰り入れます。
 - (5) 貸付金の元利金は保険期間中いつでも全額または一部を返済することができます。この

場合、1年未満の期間についての利息は、日割で計算します。

2. 第8条の規定により本サービスの取扱いが廃止される場合で、契約者貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、普通保険約款の規定によるほか、引き続き前項の規定が適用されます。

第22条（その他）

1. 「ひまわりカード規約」（2005年（平成17年）12月26日改定）によりひまわりカードを貸与されている保険契約者等（以下「カード利用者」といいます）および「らくちんサービス規約」（2018年（平成30年）8月6日改定）に定める「らくちんサービス会員」が、新たに当会員となった場合、本規約の定めが優先するものとします。

なお、本規約に定めがない事項については、「ひまわりカード規約」および「らくちんサービス規約」を適用します。

2. 第4条に定める当会員登録を行っていない「カード利用者」については、当会員登録が完了するまで、第1項は適用せず、「ひまわりカード規約」を適用します。
3. 第4条に定める当会員登録を行っていない「らくちんサービス会員」については、当会員登録が完了するまで、第1項は適用せず、「らくちんサービス規約」を適用します。

第23条（約款の適用）

本規約に定めのない事項については、各保険契約の普通保険約款・特約条項、取扱総則規定約款の規定、保険金据置取扱条項により取り扱います。

（付則）

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は2021年（令和3年）10月18日から適用します。
2. 本規約は2018年（平成30年）8月6日以降に本サービス申込をした当会員についても、当会員から特段の申し出がない限り、2021年（令和3年）10月18日より適用するものとします。